

練馬区健康診査受診券等発送用封筒広告掲載取扱要綱

平成26年3月5日

25練健健第2047号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区健康診査受診券等の発送用封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いについて定めることにより、財源の確保を図るとともに、事業者等への広告掲載機会の提供および区民への情報提供を行うことで、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(広告内容)

第2条 封筒に掲載できる広告の内容は、区民生活に関連したもので、つぎの各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 健康診査、がん検診、肝炎ウイルス検診および骨粗しょう症検診事業の目的、公共性およびその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および求人広告に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 練馬区（以下「区」という。）が行おうとしている施策および計画を阻害するおそれのあるもの
- (6) 差別、偏見および不必要な区別を助長するおそれのあるもの
- (7) 肖像権および著作権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 医業、歯科医業、病院および診療所に関するもの
- (9) 墓石、墓地および葬祭に関するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、封筒に掲載する広告内容としてふさわしくないと認められるもの

(広告の規格、掲載位置および掲載料等)

第3条 広告の規格、掲載位置および掲載料は、別表のとおりとする。

2 広告の掲載期間、印刷枚数は、区長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、ねりま区報および区ホームページで行う。ただし、区長が必要と認める場合には、個別に掲載希望者を募集することができる。

2 第6条の規定により広告掲載者が決定した後において、広告掲載の数が広告掲載枠に満たない封筒がある場合は、追加募集を行い、随時申込みを受け付けることができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 掲載希望者は、別に定める期日までに広告掲載申込書(第1号様式)に掲載予定の広告見本を添えて、申込みものとする。

- 2 掲載希望者は、広告掲載を希望する封筒が複数ある場合には、掲載を希望する封筒の順位を指定するものとする。
- 3 第1項の規定により提出された広告見本の内容に不適切な表現がある場合には、区長は修正を求めることができる。
- 4 前項の規定により区長が修正を求めたにもかかわらず、掲載希望者がこれに応じない場合は、広告掲載の申込みを取り下げたものとみなす。

(広告掲載者の決定)

第6条 区長は、前条第1項の規定により、広告掲載の申込みがあった場合には、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を審査する。

- 2 前項の審査により、掲載が可能である広告掲載の申込みが、封筒の種類ごとに広告掲載枠を超えるときは、つぎに掲げる優先順位に基づき、広告の掲載者を決定する。この場合において、同一順位のもの複数あるときは、抽選により順位を決定する。
 - (1) 区内に事業所等を有する公益法人、私企業のうち公共性の高い業種のもの(電気、ガス、交通等)およびNPO法人
 - (2) 区内に事業所等を有する私企業、自営業および団体等
 - (3) 上記順位以外の公益法人、私企業、自営業および団体等
- 3 前2項の規定により広告の掲載者が決定した後において、広告掲載の数が広告掲載枠に満たない封筒がある場合は、前項の規定により第1希望順位の封筒の広告掲載者とされなかった者につき、第2希望順位、第3希望順位の申込みにより、順次広告の掲載者を決定する。

(掲載希望者への通知)

第7条 区長は、前条の規定により広告の掲載を決定した掲載希望者(以下「広告掲載者」という。)に対して、広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 2 区長は、前条の規定により広告を掲載しないことを決定した掲載希望者に対して、広告非掲載決定通知書(第3号様式)により通知する。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告掲載者は、別に定める期日までに広告掲載料を一括で納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告掲載者の責に帰すことができない理由により広告を掲載できない場合は、この限りでない。

(広告原稿の提出)

第10条 広告掲載者は、別に定める期日までに、広告見本に基づき作成した版下原稿を提出しなければならない。

- 2 版下原稿の作成費用は、広告掲載者の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第11条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載者の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料が納付されない場合
- (2) 版下原稿が提出されない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、区長が特に掲載を取り消す必要があると認めた場合

(広告掲載者の責任)

第12条 広告掲載者は、掲載した広告に関する一切の責任を負う。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康推進課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

付 則 (令和4年11月30日4練健健第1217号)

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

封筒の種類	規格 (縦×横)・刷色	掲載位置・広告欄	掲載料
健康診査受診券発送用 (角2)	60mm×90mm 4色カラー	封筒裏面 (1/4)	200,000円
がん検診案内発送用 (洋長3)	50mm×80mm 4色カラー	封筒裏面 (1/2)	200,000円

第1号様式（第5条関係）

練馬区健康診査受診券等発送用封筒広告掲載申込書

練馬区長 殿

年 月 日

練馬区健康診査受診券等発送用封筒広告掲載取扱要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

1 申込者

名称（氏名）		
所在地（住所）		
担当者	氏名	
	所属部署名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

2 広告掲載を希望する封筒

順位	封筒の種類（いずれかに○）
1	健康診査受診券発送用 ・ がん検診案内発送用
2	健康診査受診券発送用 ・ がん検診案内発送用

※ 掲載を希望する封筒が複数ある場合には、優先度が高い順に○を記入してください。
ただし、広告を掲載できる封筒は1つのみとなります。

3 広告見本 別添のとおり

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました練馬区健康診査受診券等発送用封筒への広告掲載について、下記のとおり掲載を決定しましたのでお知らせします。

記

1 封筒の種類、版下原稿提出期限

封筒の種類	版下原稿提出期限
	年 月 日

2 掲載料の納付

別添の納付書により、一括で納付してください。

掲載料	納付期限
円	年 月 日

3 注意事項

期限までに掲載料の納付および版下原稿の提出がされない場合、広告掲載決定が取り消されることがあります。納付された掲載料は、原則として還付できません。

(問合せ先)

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました練馬区健康診査受診券等発送用封筒への広告掲載について、下記のとおり掲載しないことを決定しましたのでお知らせします。

記

1 申込みのあった封筒の種類

順位	封筒の種類
1	
2	

2 非掲載の理由

(問合せ先)